

平成 25 年 5 月 27 日

市民税の均等割額の軽減適用誤りについて

1. 軽減適用誤りの概要

関市税条例第 24 条に、均等割額を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族に対して課す均等割額は、50 円減額したものとする。また、前記扶養親族を 2 人以上有する者は扶養親族 1 人について 50 円減額したものとする。(150 円を超える場合は 150 円とする。) となっています。今回この軽減が適用されていませんでした。

2. 対象者数及び金額 (判明分)

年度	対象者数(人)	金額 (円)
23	1,476	74,100
24	1,487	74,550
計	2,963	148,650

平成 22 年度以前分については、調査中。

3. 対応

- ①平成 25 年度分については、条例どおり減額を適用し課税する。
- ②過去の過徴収分については、法定の 5 年さかのぼって還付する。
- ③対象者への通知は、平成 22 年度以前分の調査が終了ししだい速やかに行う。

4. 再発防止対策

法令、条例等の順守の徹底に努める。

照会先

税務課長 22-3131 (内線 2110)